**新庄市卓越技能者表彰要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の技能者の地位と技術水準の向上を図るため、本市産業に従事して、その発展に貢献し、他の模範となる優秀な技能者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象）

第２条　表彰の対象は、本市に居住する次に掲げる職種の技能者とする。

（１）　石工、印章、建築大工、家具・木工、板金、建具、配管、表具、畳、左官、鋳物、塗装、和・洋裁、工芸菓子、陶器、鍛冶、彫金、織物、漆器など

（２）　その他前号に準じ、市長が適当と認める職種

（表彰基準）

第３条　表彰は、次の各号に定める基準に該当する者に対して行う。

（１）　卓越した技能を有し、現に当該職業に従事しているか、もしくは後進の指導育成に努めていること。

（２）　技能を通して労働者の地位の向上及び産業の発展に寄与したもの

（３）　技能者として経験年数が２０年以上で、かつ年齢が５０歳以上のもの

（表彰時期）

第４条　表彰は年１回市長が定める日に行う。ただし、必要に応じ随時行うことができる。

（表彰方法）

第５条　表彰は表彰状（別記様式第１号）をもつて行う。

２　表彰を受けた者の功績は、市の広報をもつて公表し、表彰者名簿に登載して永く顕彰する。

（推薦方法等）

第６条　各業種団体の長は、第３条に該当すると認めるものがあるときは、新庄市卓越技能者表彰候補者推薦書（別記様式第２号）に所定の事項を記載し、毎年９月末日まで市長に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、各課等の長は、第３条に該当すると認めるものがあるときは、新庄市卓越技能者表彰候補者内申書（別記様式第３号）に所定の事項を記載し、毎年９月末日までに市長に内申することができる。

（選考委員会）

第７条　表彰該当者を選考するため、新庄市卓越技能者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

２　選考委員会の委員は、次に掲げる者に市長が命じ又は委嘱する。

（１）　新庄市副市長

（２）　新庄商工会議所専務理事

（３）　新庄職業訓練協会理事長

（４）　株式会社もがみ物産協会代表取締役

（５）　新庄市総務課長

（６）　新庄市商工観光課長

３　選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は新庄市副市長をもつて充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名した者をもつて充てる。

４　選考委員会は委員長が招集して、委員長が議長となる。

５　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第８条　選考委員会の庶務は、商工観光課において行う。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。